

男女の賃金の差異に関する情報公表について

公表日：令和5年12月6日

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	103.1%
正職員	96.5%
正職員以外	125.7%

説明欄

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）

賃 金：基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

正 職 員：正職員

正職員以外：パートタイマー、アルバイト、再雇用職員を含み、派遣職員を除く。